

令和5年5月12日  
宮崎県道路公社

令和5年石川県能登地方を震源とする地震に伴う災害救助・救援のために使用する車両の取扱いについて

標記災害に係る被災地支援のために使用する車両について、下記のとおり無料措置を講じることとしました。

#### 記

- 1 有料道路料金の無料措置を講じる路線  
一ツ葉有料道路全線（北線・南線）
- 2 期間  
令和5年5月12日から令和5年7月31日まで
- 3 対象被災地  
石川県
- 4 対象車両  
災害救助のために使用する以下の車両であることの証明書を携行する車両  
(1) 自治体が災害救援のために使用する車両  
(2) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両
- 5 証明書の入手方法  
【ボランティア以外の場合】  
自治体等（地方自治体及び国）から要請を受けた内容が分かるものを添付し「災害派遣等従事車両証明の申請書」（様式1）を、要請を受けた自治体等へ提出し、「証明書」（様式2）を必要枚数受け取ってください。  
【ボランティアの場合】  
「災害派遣等従事車両証明の申請書」（様式1）を最寄りの市町村へ提出し、「証明書」（様式2）を必要枚数受け取ってください。  
なお、高速道路会社ホームページ上にある「災害ボランティア車両高速道路通行証明書発行システム」で発行の「ボランティア車両証明書」様式も使用できます。（高速道路会社様式）
- 6 使用方法  
有料道路の料金所で「証明書」（様式2又は高速道路会社様式）を提出してください。証明書は、精算する料金所ごとに、また、車両1台ごとに、それぞれ1枚必要となります。
- 7 問い合わせ先  
宮崎市橘通東2丁目7-18  
宮崎県道路公社道路課  
電話 0985-25-1588  
FAX 0985-20-7406